

産婦健診の費用を助成します

～産婦健康診査事業～

出産後はホルモンバランスや環境の変化などから、心身の不調をきたしやすいといわれています。唐津市では、出産後間もない時期のお母さんのこころとからだの健康状態を確認するため、産後2週間および産後1か月健康診査の助成を実施しています。ぜひ、受診しましょう。

●対象者●

次のすべての条件に該当する方

1. 令和7年4月1日以降に出産された方（流産、死産の場合も対象となります）
2. 産婦健康診査の受診日に唐津市に住民登録がある方

●受診票の交付●

母子健康手帳交付時に、産婦健康診査受診票を交付します。

※受診票は金券と同じものですので、大切に保管してください（再交付できません）。

●受診時期と受診回数●

出産後2週間前後および出産後1か月前後（計2回）

●受診票の有効期限●

出産日から6週に到達する日の前日まで

●助成額●

受診1回につき、上限 5,000 円



●健診内容●

問診（授乳指導、育児指導、メンタルヘルス支援）、診察（母の身体的回復状況の確認、乳房ケア）、
児の発達確認、産後うつ病スクリーニング検査

※受診票の内容以外の検査や治療などを受ける場合は、料金がかかります（助成対象外）。

※健診結果の内容により、医療機関等と唐津市とで情報を共有し、唐津市保健センターから
産婦本人へ状況確認の連絡をする場合があります。

●助成方法●

1. 佐賀県内の実施医療機関で健診を受ける場合

唐津市保健センターで交付した産婦健康診査受診票を持参の上、実施医療機関を受診してください。

2. 佐賀県外など実施医療機関以外で健診を受ける場合

一旦、健診費用全額を支払い、償還払い（払い戻し）の手続きをしてください。

（裏面『里帰りなどの産婦健診費用を助成します』をご覧ください）



【申請・お問い合わせ先】

唐津市保健センター（さんて）

電話：0955-75-5161